

令和8年7月2日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
佐原 博之
(公印省略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について（通知）

令和7年の国民年金法（昭和34年法律第141号）第27条に規定する老齢基礎年金（満額）（20歳から60歳になるまでの保険料を全額納めた際の年金額をいう。）が80.9万円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないように、補足給付の支給並びに食費及び居住費の負担限度額の設定に係る所得区分の基準の一部について、80.9万円から82.65万円に見直され、令和8年8月1日から施行されることは、厚生労働省より、通知（令8.6.22 老発0622第3号）が発出され、本会からも日医発第600号（令8.6.24付）にてお知らせしたところです。

今般、高額介護（予防）サービス費の支給における所得区分の基準の一部についても、80.9万円から82.65万円に見直され、令和8年8月1日から施行される旨の通知が発出されましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol.1516

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について（通知）（令8.6.25 老発0625第3号厚生労働省老健局長通知）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村 介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について（通知）

計4枚（本紙を除く）

Vol.1516

令和8年6月25日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願います。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164）
FAX：03-3503-2167

老発 0625 第 3 号
令和 8 年 6 月 25 日

各 都道府県知事 殿
市町村長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について（通知）

本日、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 219 号）が別添のとおり公布され、本年 8 月 1 日から施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

介護保険の高額介護（予防）サービス費（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条第 1 項及び第 61 条第 1 項に規定する高額介護（予防）サービス費をいう。以下同じ。）に関する自己負担については、それぞれ政令において、所得区分に応じた負担上限月額が定められている。

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「施行令」という。）に定める高額介護（予防）サービス費に係る負担上限月額の所得区分については、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額との合計額が 80.9 万円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和 7 年の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 27 条に規定する老齢基礎年金（満額）（20 歳から 60 歳になるまでの保険料を全額納めた際の年金額をいう。）が 80.9 万円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないように、必要な改正を行うもの。

第 2 改正の内容

高額介護（予防）サービス費の支給における所得区分の基準の一部について、80.9 万円から 82.65 万円に見直すこととする。（施行令第 22 条の 2 の 2 及び第 29 条の 2 の 2 関係）

第3 施行期日

令和8年8月1日

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

国事行為臨時代行人

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百十九号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五條第二項（同法第百十五條の二第二項及び第百四十九條において準用する場合を含む。）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三條第二項（同法第八十四條第二項において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十七條の二第二項（同法第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四條第二項（同法第八十五條第二項において準用する場合を含む。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一條第二項及び第六十一條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令等の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中「八十万六千七百円」を「八十二万六千五百円」に改める。

- 一 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二條第三項第六号
- 二 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第九條第三項第六号
- 三 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九條の三第四項第六号
- 四 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十五條第一項第六号

（介護保険法施行令の一部改正）

第二条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二の二第九項及び第二十九條の二の二第九項中「八十万九千円」を「八十二万六千五百円」に改める。

